

魚津市総合教育会議設置要綱

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき、魚津市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第1条の4第1項に規定する事項についての協議及び構成員の事務の調整を行うものとする。

(構成)

第3条 会議は、市長及び魚津市教育委員会をもって構成する。ただし、緊急を要する場合であって、教育委員を招集するいとまがないときは、市長及び教育長をもって会議を開催することができるものとする。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集する。ただし、教育委員会がその権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

2 会議は、第2条の協議を行うにあたって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、企画政策課に置く。

(細則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則（平成27年9月3日魚津市告示第99号）

この告示は、公表の日から施行する。